

TPPは世を忍ぶ仮の姿 他

はじめに

昨年マスコミを賑わした TPP の国内での扱いへの不信、それに触発されてかねてより気懸かりだった、主として米の金融業者の身勝手な所業の幾つかについての批判とその改善について私見を述べるものでありますが、同憂の士のご意見、又はこれが杞憂であることを納得させて頂ければ幸甚とするところであります。なお、本論で提示する規制については、米政府(と多分、英政府も)を動かす必要があるのでは易いとは認識しているが、日本国政府は真の独立国への脱皮の一つの事業として米へ要求していく必要があると信じるものです。

幸いにして下名に関連資料をご送付下さる方々やそれ等資料にも憂いておられる諸氏、本論にも登場する憂国の士が居られることから、これ等の方々のご意向が結集されて大きなうねりとなり、事業が進展することを期待するものであります。

ここに記す情報は全て一般の刊行物から得ており、記載分以外にも類似のものは多数存在しているものの、本文は自分の主張に都合の良い片言隻句だけを集めたに過ぎないとの批判があろうが、現代のスパイは伝統的な?ハニー トラップや買収等で情報を取得することは減っており、専ら一般刊行物や報道の一端等からの情報収集に頼ると云われていることと同様、当局が都合の悪い情報を系統だつて開示することやメディアの報道が期待できない以上、このような情報収集での動向把握が真実に迫る一手法と考えている。

出典元は‘出 X’で示したので、詳細は最終ページの‘出典一覧’の該当番号‘X’を参照下さい。

1. TPP は世を忍ぶ仮の姿

メディアで問題にされているのは専ら農業問題^{注1}のようであるが、本能寺は日本が蓄えている**お金**(郵貯、簡保)と**医療**で、それらを意のままにさせると共に米の輸出拡大の為の**日本国内規制の蹂躪**と私見する。

これらの目的実現は当初は郵政民営化で、これが途中頓挫の現在は TPP を利用しようとしているものと考えられる、

注 1. 農業問題は食料自給の為に従事者の生活基盤確保と共に、国土(の質)保全、水資源維持、確保の観点からも検討されるべきである。

先ずお金については、日本の持つ郵貯、簡保という、謂わばプールに満々と湛えられたミルクは飢餓者(お金亡者のように見える Wall 街の金融業者で常に飢餓状態)には垂涎の的で、虎視眈々とこのミルク狙っていると考えるが、日本では無知のためとは到底思えない故に、情報操作の下、このターゲットから外れた問題に熱中しているのではと危惧する。

このように考える所以は、そもそも非貿易財たる郵政事業の内の郵便事業を米の云うが如く民営化して、極端にいつて米がその経営権を握って^{注2}利益を挙げたとしても当該企業限りの話で(それはそれで問題ではあるが)、日本の経済成長のため^{注3}とどうリンクするのか全く理解不能で、又、米金融業者の国内外での所業^{注4}も考えれば、何が狙いかといえれば矢張り郵貯、簡保のお金と考えざるを得ないからである。

注 2. 経営権を握っての例の、非貿易財対応には英の水道がある。

即ち、‘サッチャー政権は自由化に踏切り、これを米の 100%子会社が買取った結果、’95 年には水道は滅茶苦茶になって料金は米の 2.5 倍に跳ね上がったものの、水道会社の株価は 5 倍になった(出 1、pp. 200)’という。

注 3. 日本の経済成長のためとは、米側の年次改革要望書の趣旨説明での論で、更に‘これが米にも利益をもたらすとしている(年次改革要望書、Wikipedia)’。

詳細は「補足、1. 年次改革要望書、(4) 米の意識」参照。

注 4. 国内外での所業は、‘70 年代からの企業の資金調達法の多様化で金融機関からの調達が必ずしも必須ではなくなり、収益先を失った金融業者は、例えば国内外での M&A、LBO で企業を食い物にしたことや(出 2、pp. 397 以降に詳しい)、近くはリーマン問題を惹起したこと等から、又、‘過去 20 年間、米国の事業会社の指導者、投資銀行家、運用マネージャ達の行動規範や価値基準が目立って落ちてきた(出 3、pp. 2)’との指摘もあって、お金の追求のみが関心事としか見られなくなっていて、これに対しては有力な識者が警告を発している。

詳細は下記「3. 野放図な金融業界の規制、3.1 私見、注 5」参照。

次に医療については、米形医療システムを採用させて米保険会社が裨益することを狙っていると危惧するが、これは米の保険会社はクリントン政権の医療保険制度に反対、これを潰して自己の主導権を維持した程の力を有しているからで、保険会社の影響力については下記「1.1 お金、(2) 米政府の行動原理とそのや

り方、ア.金融、産業界の意向を反映する政策展開、注27」を、米の日本への要求は下記「1.1 お金、注9」及び「補足、1. 年次改革要望書、(2)内容」を、国外からの超法規的干渉による国家の医療の主導権篡奪に対する英の危惧は「補足、5. GATS、(2)対象となる範囲、注4」参照。

最後に日本国内規制の蹂躪は、非関税障壁^{注5}の撤廃^{注6}で可能となり、かくて米の金融、貿易上の不都合は全て撤廃させられて、米金融資本、企業の思うままの状況に陥ると危惧するものである。

詳細は下記「1.2 項」参照。

注5. ‘非関税障壁には社会的規制、安全規則、取引慣行、保険制度や医療制度環境規制---、果ては言語や文化まで、外国企業が日本市場に参入際に面倒と思うもの全てが含まれる(出4、pp. 38~39)’との指摘がある。

注6. 撤廃させる根拠はISDN条項で、**国家に対する請求を直接的に行うことが可能**とされていて、紛争は当該国を越えて国際的な仲裁法廷に直接持込むことが認められるようになっている。

詳細は下記「1.2 日本国内規制の蹂躪、(2)その手段の一般論」参照。

なお、TPPには当然、賛否両論があろうが、賛成論は良く云って謂わば机上の論で、関係各国は全く対等、且つ正論、といっても国境を跨げば正論ではなくなる、が通るとの‘信仰’に依っていて、関係国の力関係等で物事が決まるとの現実は無視した、聖人世界での議論の如くに思われる(又は色々な意味でのニンジンをぶら下げられての議論と断じるのは邪推のし過ぎか)。

更に賛成論の挙げる必要性、メリットに対し、万一にも最悪のケースでの被害が破滅的なものになる危険性があるならば、例えば国民の貯蓄を失ってしまう等、これらの防止手段が講じられない限り、回避するのが為政者の採るべき道と信じる。

1.1 お金

ミルク取りの算段は帝国主義時代はいざ知らず、現代は‘ソフトキル’の時代であるが故に、城攻めで云えば力攻めでは無く、先ずは防備を弱体化させたり、内応者工作や城方を突出させる^{注7}等の手法を取ると私見する。

従い、日本には先ず年次改革要望書(の内の郵政民営化)でのプール管理のガード外しを要求して実現させ^{注8}、次に市場での資金活用等の美名の下、突出させてミルクを吸い取る算段であったと私見するが、民営化が当初の目論見

から外れた^{注9} 現在、次の手^{注10}として TPP を活用、米得意の国際協調^{注11}(多国間合意)の名の下での目的実現を図っているものと考えられる。

注 7. 突出させた明白な例には、米での連邦機関保証の貯蓄・融資機関 S&L が規制撤廃により(自主運営で)ハイリターン追求に走った結果、破綻に至った事例がある(詳細は「補足、2. S&L」参照)。

事実、‘郵政改革法案が’10年、閣議決定されて政府によるチェック機能を緩め、日本郵政グループに自由に経営させることとしたが、郵貯マネー10兆円を海外投資にという閣僚もいながら、リスク管理は殆ど議論されていない(朝日新聞 ’10.05.01 付朝刊)’との報道があり、又、S&Lの例に鑑みて、日本の郵貯でも同じ危険を危惧する内外からの指摘があるが、詳細は下記「(1)郵政民営化」参照。

注 8. 実現させた内容は、ミルクを国の管理から市場での、謂わば自由販売が可能と改められた点で、詳細は下記「(1)郵政民営化」参照。

これに関しては、既に‘郵便貯金は政府系特殊法人に資金を提供する諸悪の根源として米流新古典派経済学信奉の識者達から批判されて、郵貯銀との民間銀へ移行し、同銀は新しい収入源を海外資産で運用する投資信託に求めつつある(出 5, pp. 10)’との危惧すべき指摘がある。

注 9. 目論見から外れたが、以下のことから米は依然、これに固執していることは明白である。

即ち、‘自見郵政・金融担当相は’11年11月の記者会見で、TPPに関連して米が郵政改革に関心を持っているとし、その件で同年8月にブレイナード財務次官から指摘を受けたと話している。

又、同年11月のAPECでも、米はTPPにさし当たって日本側に開放を求める分野の一つとして郵政を挙げており、TPPの交渉では議題に上る可能性がある。

更に金融分野以外でも医療分野では、小宮山厚生労働大臣がTPPにおいて米政府が日本の医療自由化に関心事としている旨を明かし、同大臣は、米豪FTAにおいて豪が米国より公的医療保険による薬価負担制度の見直しを要求され、市場価格並の高い価格が設定できるよう制度が改められたことを例に挙げており、他に’11年に発効した米韓FTAでも米側の要請で薬価の見直し機関が韓国内に設置された。

TPP でも、'11年9月、米国通商代表部は‘医薬品アクセス強化のための TPP での目標’を公表し、交渉参加国の公的医療保険制度の見直しに向けた決意を盛込んでおり、米国有力紙の報道によると、米豪・米韓の両 FTA より強く薬価を含めた医療の自由化^{注12}を求めていく方針でいるという(環太平洋戦略的経済連携協定、Wikipedia)’。

注 12. 医療の自由化での英の国家の主導権維持への危惧については「補足、5. GATS、(2)対象となる範囲、注 4」参照。

注 10. 次の手と考える所以は、小泉郵政民営化の途中頓挫で、これに代わるものとして TPP に着目、事実、上記のように TPP の利用を織込んでおり、‘TPP は当初は米を含まぬ経済的小国 4ヶ国の連合だったものに、米は’09 年に関与を表明しており、これを主導するのは間違いなく米で(出 4、pp. 48)’、‘TPP の性格は米の世界経済戦略の一端と大きく変質した(同、pp. 58)’と指摘されている。

注 11. 米得意の国際協調とは、米は自国の要求を国際的合意を装って他国にぶつけて我意を通すことをいい、詳細は下記「(2)米政府の行動原理とそのやり方、イ. 自国利害の他国への強制、(ア)国際的合意を装った要求」参照。

以下に民営化での要求内容、これを発出させる一般論を含めた米政府の行動原理とそのやり方と私見するもの、並びに日本の報道の実態を記す。

(1) 郵政民営化

‘米からの年次改革要望書^{注13}で実現したものの一つで、郵便局の仕事自体も民間の仕事とし、銀行業務や保険業務として扱うお金は自らで収益を上げると変更させた(郵政民営化、Wikipedia や財政投融资制度、Int‘net)’。

具体的には‘ ’01 年度に財政投融资の抜本的見直しが行われて資金調達では郵貯、年金積立金の資金運用部への全額預託義務が廃止され、市場での全額自主運用の仕組みに改められ(財政投融资資金、Int‘net)’、‘郵貯他は自主的に運用することになった(財政投融资制度、Int‘net)’。

‘この郵政民営化は米が毎年、日本へ送付する年次改革要望書で永年一貫して要求していたものに忠実なだけ^{注14}との指摘があるが、郵政民営化自体は年次改革要望書が出る’94 年以前からの小泉の主張^{注15}ではあるものの(それ以前の ’93 からの模様)、米は英版郵貯(National Giro/国家郵便振替貯金)

には何も云っていないことを考慮する必要がある(Int'net)'という。

又、'小泉の市場原理主義に基づく規制緩和が柱の構造改革での最重要課題に位置づけられるが、市場原理主義の典型的悪例とされた(出 6、pp. 90～91)'との評がある。

又、'自らで収益を上げんとした'ことから突出させた試みの国家レベルの例には、上記「1.1 お金、注7」に記載のS&Lがあるが、これに鑑みて、'日本での郵貯、財政投融资について、結局は破綻した米S&Lが危機に瀕した際の規制緩和時と全く同じ論調、議論^{注16}が同じ科白で行われんとしているが大丈夫か(出7、pp. 249)'との指摘や'関岡^{注17}の郵便貯金や簡易保険等の国民の財産を外資に売渡す行為^{注18}である(年次改革要望書、Wikipedia)'との留意すべき指摘がある。

これらが冒頭に述べた**郵貯、簡保及び医療が** '本能寺'と述べた所以である。

但し、元推進派の評^{注19}は当然、肯定的である。

なお、竹中元担当相が今でも民営化は妥当との趣旨で例に挙げる独の民営化^{注20}は、日本とは異なるとの所見があり、日本のように資金の全額自主運用ではないもののようで、どのように日本の参考となるのであろうか。

注13. 年次改革要望書詳細については、「補足、1. 年次改革要望書」参照。

注14. 忠実なだけに関しては、'忠実なだけであって、小泉改革の中心の郵政民営化は、本人主張の恩恵は何れはもたらされるとしても実施は未だ先で、間違いなく回復とは無関係で、重要な政治的メリットは別としても、最も重要な改革、即ち、最も長期的な恩恵をもたらす改革でないのは確かである(出8、pp. 23)'との指摘がある。又、竹中の経済政策は米のいいなりとの批判には日本の為と主張、規制緩和で既得権を失う人達がそういうレッテルを貼っているが、これは抵抗勢力の常套手段とも発言しているものの、竹中の再任祝いで国会で紹介された米通商代表からの手紙では、**郵政民営化で米は密接な協力の維持を望む**とあった由で、語るに落ちた感が否めない。

詳細は「補足、1. 年次改革要望書、(5)日の見解」参照。

注15. '94年以前からの小泉の主張とは、細川内閣下('93～)で規制緩和、市場改革を主張した(出9、pp. 27～28)'ことをいい、詳細は「補足、

1. 年次改革要望書、(3)経緯」参照。

注 16. 全く同じ論調、議論とは、‘S&L に認められた投資の種類を抜本的に規制緩和することで、資産の更なる生産的で有効な活用を可能にする(出 7、pp. 249)’ とのお題目だったと指摘されている。

注 17. 関岡英之は銀行員を経たノンフィクション作家で‘拒否できない日本’等を著し、評論家森田実^{注21}は関岡を‘現代日本の天才的な論客、日本復活のために天から派遣された使者のごとき存在、平成日本のガンディーなどと手放しで絶賛している(年次改革要望書、Wikipedia)’。

注 21. 森田実については下記「(3)日本の報道の実態、ア. 幾つかの具体的事例、* ‘年次改革要望書---」も参照。

注 18. 外資に売渡す行為に反対した、即ち、郵政民営化法案反対の平沼赳夫、城内実^{注22}、小林興起、小泉龍司^{注23}等の政治家を、関岡は日本の国益に適う行動を取った ‘真の愛国者’ であると支持している。

なお、郵政民営化に反対というよりも、日本は米の属国ではないと主張する日本への帰化米人実業家ビル トッテンについては「補足、1. 年次改革要望書、(5)日の見解」参照。

注 22. 城内実は郵政民営化に反対して落選したが、国会での票決の前に棄権のため退場しようとしたが、議場の扉の前で安部議員に長々と説得されているところが放映されていたことは未だ執筆者の記憶に新しい。

注 23. 小泉龍司は衆議院議員で(‘05年9月の総選挙で落選)、‘同年5月の郵政民営化に関する特別委員会において、要望書について‘内政干渉と思われるぐらいきめ細かく、米国の要望として書かれている’ と述べている(年次改革要望書、Wikipedia)’。

注 19. 元推進派の評は‘郵政民営化の最大の成果は、郵貯や簡保で集められる資金が自動的に財政投融资となって不要不急の公共事業に流れていく仕組みに楔が打込まれた点にあり、この功績は今後も語り継がれることになろう(出 9、pp72)’ というが、その資金運用は運用部資金法で厳しく制約されていたもので、この資金の自

主運用化で元も子も無くしたと語り継がれることの無いことを祈るばかりである。

注 20. 独での民営化を何故取上げるのか、同元担当相は言明しないが、その民営化概要は「補足、3. 独の郵政民営化」参照。

(2) 米政府の行動原理とそのやり方

ア. 金融、産業界の意向を反映する政策展開

政治献金については‘他の国では未だそれ程、顕著ではないものの米の場合、政治におけるカネの役割の拡大、特に大企業からの政治資金の役割が拡大したことであり… 企業が公共政策を通じて競争上の優位性を得ようとした為、経済分野での競争が政治分野に飛火したもので…(出 10、pp. 180)’との指摘があり、‘主要政党にしても、企業からの資金^{注 24}に依存し過ぎの為に、多くの企業や Wall 街を敵に回す危険は冒さず、(執筆者注:例えば環境破壊等で)人々の怒りが多少長続きしても、新立法に繋がることは滅多にない(同、pp. 225)’という。

又、‘政治システムが献金にまみれて腐敗している(出 3、pp. 3)’との同様の指摘や‘政治献金は’70 年以降、大幅に増大して、それまでは地元選挙区の多元的利益団体、中でも全国レベル組織の系列団体に関心を持っていた下院議員は、今では多くの現金を集めることに関心が向けられている(出 10、pp. 182)’との指摘もある。

‘史上、最も企業寄り政権の一つはクリントン政権で、大企業の二大重要案件である NAFTA 締結、WTO 設立に動き、又、Wall 街の要望で連邦予算の赤字削減を約束、かくて企業はかつてないほど繁栄して企業利益は爆発的に増大、多くの企業資金がクリントン再選キャンペーンと同党全国委員会に流れたが、上記事実だけではこの政権や誰かが大企業から特段の恩義を受けていたとはいえないし、企業が政治課題を牛耳っていたともいえない^{注 25}が、ためにクリントンがどれ程根気強く企業のご機嫌を取ったかは注目に値する(出 10、pp. 187~194)’との指摘もある。又、企業の反対で法案が廃案にされた例にはクリントンの医療保険制度があるが、詳細は下記「注 27」参照。

注 24. 企業からの資金増大の‘発端は、レーガン大統領が始めた大企業と共和党の取引^{注 26}で、それはブッシュ Jr 政権まで継続してい

ると推察する向きもあるが、この推察は企業ロビイストの世界的増加や企業献金が大抵は党派を超えて流れ込んでいるとの重要な事実の説明がなされていない点で安易で、民主党は ‘80年代には選挙活動の企業献金額ではほぼ共和党に追い付いており、‘94年に議会の主導権を失う頃には既に企業のカネに頼るようになっていた^{注27}(出10、pp. 186~187)’。

注26. 取引は‘推論によれば、大企業が共和党に対し、恒久的に過半数が取れるよう、十分な資金を提供する代わりに、共和党は大企業のビジネスの助けになるような議案を進めるという取引。

このような関係の典型例は、ブッシュ Jr 政権の悪名高いKストリート プロジェクト^注を掲げる仁がいて、これは‘下院院内総務等の共和党幹部達が企業や企業団体に対し、共和党员ロビイストだけを雇うよう、圧力を掛けたもの(出10、pp. 186)’。

注27. 企業のカネに頼るようになっていった‘結果は、‘94年に民主党が敗れる数ヶ月前、クリントン政権の医療保険制度に多くの民主党議員が、彼等の企業スポンサーが反対だった故に反対したことからも明らかである(出10、pp. 186~187)’。

注25. 牛耳っていたともいえないというが、NAFTA 締結、WTO 設立に動いたこと等は、立派に政治を動かしたことになるかと私見する。

イ. 自国利害の他国への強制

(ア) 国際的合意を装った要求

他国への要求では、‘米は自国の標的を多国間合意の体裁で撃つのが常套手段(出11、pp. 101)’と云われる。

顕著な例では、開発途上国がデフォルトを起こした時、米財務省、IMF及び世銀^{注28}が合意したワシントン コンセンサス^{注29}なる経済政策をIMFが当該国に強制している。

日本の例では、‘BIS 規制^{注30}や時価会計^{注31}を押付けられ、金融や会計の面での敗戦国ともいうべき屈辱的地位に甘んじることになる(時価会計不況／田中弘：新潮、不思議の国の会計学／田中弘：税務経理

協会参照)’との指摘がある。

注 28. IMF 及び世銀は米財務省の縄張りの一部で(出 12、pp. 124)’、
又、米では官と各種金融機関は人的関係^{注 32}で深く結びついていて、あたかも**政官金融複合体**(Washington、Wall 街の W²。ブッシュ Jr 政権時代は W³)とも謂うべきものと私見する。

注 32. 人的関係では、‘大手会計事務所は多くの元社員を SEC の幹部に送り込み、FRB には大手投資銀が人材を供給(執筆者注：グリーンSPAN元 FRB 議長もその一人)、大手保険会社は幹部を米通商代表部事務局から引き抜き、同代表部の元幹部の多くが企業コンサルタントになっていて、彼等がワシントンコンセンサスを世界中に広めている(出 5、pp. 7)’という。

注 29. このコンセンサスは‘IMF、世銀及び米財務省間で合意されて発展途上国に導入されたもので、経済政策として緊縮財政／民営化／市場自由化の三本柱を持つ(出 12、pp. 87)’が、この適用は‘開発や移行段階の国には相応しくなく、結果、多くの人間に貧困がもたらされ、多くの国が社会経済の混乱に陥った(出 12、pp. 36～38 より要約／出 1、pp. 261～他)’という。

注 30. ‘BIS 規制は米が日を押さえ込む為に主導した(出 11、pp. 101)’や‘93 年に日本に導入され、特に日本の銀行の活動に網を掛けるとの戦略的目的の強いものとなった(出 13、pp. 226)’との類似の指摘があり、‘この規制で日本は間接金融から直接金融に転換させられた(出 5、pp. 9～10)’との結果となった。
なお、これは次の「注 31」に記した同会計と共に日本を押さえ込む手段となったという。

注 31. 時価会計は‘失われた 10 年を通じて、日本は世界の金融界で存在感・発言権を失い、**時価会計や BIS 規制等を押付けられ、金融や会計の面での敗戦国ともいうべき屈辱的な地位に甘んじることになる(時価会計不況／田中弘：新潮、不思議の国の会計学／田中弘：税務経理協会参照)’と指摘されている。唯、‘この導入時期は不適當だった(藤原 RIETI 客員研究員／時価会計、Int’net。以下(藤原)と記載)’との弁護があるが、**

導入時期に良し悪しがあるような会計法は本質的に会計法たり得ないのではと私見する。

この導入は‘証券、金融市場のグローバル化に伴い、会計基準を国際的に統一して日本企業の会計情報への不信感払拭のため、’98年、導入を決定、’01年から有価証券をア. 売買目的、イ. 満期保有目的、ウ. 子会社及び関連会社株式、エ. その他(持合い株式を含む)とに分類し、アとエに時価が適用されることとなったが、’03年現在、米、欧共に**売買目的のもの**に適用し、仏、独は非売買目的のものには簿価会計を採用していて、(執筆者注：日本的と批判された)**株の持合を奨励**している(藤原)’より編集。

この見直しに関しては、日本では‘自民党は’03年、時価会計制度の**凍結法案**を国会に提出する方針を決めた(藤原)’が、これに対して藤原は説得力に乏しいと私見する理由で大いに批判している。

‘欧米では’09の欧、米金融機関は(前年のリーマンショックを経て)**時価会計ルールの見直し議論**をリードし、取引勘定にあった資産を銀行勘定に移して時価評価を避けることが可能になり、損益への圧力は緩和できるようになったが、財務は不透明になり、長い目で見ればコストも伴うやり方だ(時価評価を避けた資産がその後不良資産化する事態が発生している)(朝日朝刊’09. 08. 09)’との所見がある。

(イ) 商務省、財務省の振舞い

‘米商務省の通商代表はしばしば、**国内の特定の利害に突き動かされて外国を非難**、この‘改善’に関わるのは米政府だけで自ら検察官、裁判官、陪審の全てを務めて処理する。

欧、日であればまだしも、発展途上国では対抗力は持ち得ない(出 12、pp. 99~)’というが、日本にはそれ程の対抗力があるかは疑問と私見する。

なお、本(イ)項の論からは外れるが、米の強制に日本が従わせられた例には、本論での記述事項以外に、例えば先物市場開設(経緯は出 5、pp. 101~102)や銀行、証券、保険業務間の垣根撤廃(経緯は出 1、pp.

187)、大蔵省分割(経緯は出 11、pp. 113～114)等があり、更に‘日本は米の属国ではない’と正面から主張する実業家もいたり(「補足、1. 年次改革要望書、(5) 日の見解」参照)することから、これは否定しがたいものと私見する。

(3) 日本の報道の実態

米、英も報道には圧力が掛かるようではあるが、他国からのものではなく、企業、組織等の不具合報道にお金で口封じを図るもののようで、詳細は‘出 1、第八章’参照。

ア. 幾つかの具体的事例

* ‘日米の相互関係は、米の日本自治州化したような境遇、即ち、第二次大戦敗戦から蘇っていないような日の実情を非公開情報から知っているのは、ほんの一握りの政府高官や最前線の政策担当官だけ(出 11、pp. 96)’との指摘。

* ‘年次改革要望書はその全文が日本のマスメディアで公表されたことはない^{注 33}。

即ち、しんぶん赤旗、サキヨミ、一部夕刊紙以外の主要メディアでは、この要望書が発表された事実そのものの報道もなされず、国会議員が国会で問題にしても、何故か全国紙や TV 局の政治部記者からは一件の取材もない。

郵政民営化を初めとする構造改革の真相を国民が知ることとなったら**暴動**が起きかねないので、メディア対策は用意周到になされていて、郵政民営化に反対^{注 34}の森田実は、ある時点から TV 局に出演できなくなった(Int’net)’という。

注 33. マスメディアで公表されたことはないが、年次改革要望書は米宛は外務省の、日宛は米大使館のウェブサイト公開されている(これはアリバイ作りか)。

詳細は「補足、1. 年次改革要望書、(1)趣旨」参照。

注 34. 郵政民営化に反対の政治家、作家は、上記「1.1 お金、(1) 郵政民営化、注 18」を、郵政民営化に反対というよりも、日本は米の属国ではないと主張する実業家については「補足、1. 年次改革要望書、(5) 日の見解」参照。

* ‘BIS 規制では、国内での激論は惹起したものの、その隠れた意味が一般的な話題とされて独立国の国民の当然の反論にまで至らなかったのは… 巧妙な情報操作の働く現実が常態的にあるから(出 11、pp. 118～119)’との指摘があり、他にも上記時価会計、先物市場開設や銀行、証券、保険業務間垣根撤廃、大蔵省分割等の重要な案件でも同様な状況であったと私見する。

イ. 日本の大メディアの報道姿勢

大メディアの本丸中の本丸と自認しているであろう朝日新聞で社会問題等の社説担当論説委員を経て天声人語を担当、2千本のコラムを書いたという栗田亘なる御仁が‘金で買える…(出 1)’への書評で、はしなくも実態を暴露している。

曰く、‘著者パラストは米の政官財界に嫌われ、米メディアから敬遠されている米人記者で(調査報道記者と自称)、止む無く彼はガーディアン、オブザーバー両紙と BBC TV を数々の特ダネを発表する場としてきた。その調査報道は当然、米メディアには殆ど転載されず、米メディアを大きな抛りどころとしている日本のメディアにも当然、殆ど載らない’

と。事実、パラストは上記‘金で買える…’で、‘自分の記事は米のメディアでは報道されない(同、pp. 9、33等)’と書いている。

但し、載らない記事は企業、政府組織、団体等への告発記事で、一国政府の政治・経済的行動への他国からの干渉、即ち誘導、掣肘等に関する記事といったものではない。

1.2 日本国内規制の蹂躪

(1) 規制緩和追求の一般論

米の種々の規制蹂躪への行動は、偏に米金融、産業界の飽くなき利益追求のため、グローバル化の謳い文句の下に市場での有利な環境を構築せんとするもの(で、その後に市場を食い物にする)と私見する。

グローバル化ではグローバルスタンダードなるものを強制して規制を緩和、撤廃させるが、その包括的説明には以下のようなものがある。

即ち、‘推進者は少数の米の巨大投資銀トップだろうし、彼等は自分に都合の良いように証券の定型化、取引条件の規格化、商品取引の仕組みへの商品の取込等を通じて商圈、支配力を拡大してビジネスに資することを狙っ

たものである(出 14、pp. 73～74 より要約)’との指摘があり、詳細は「補足、4. 規制緩和、(2) 規制緩和推進の狙い」参照。

(2) その手段の一般論

特定的手段に限定されるわけではないであろうが、当該国の主権下での紛争裁定に加え、近年では紛争での国内救済規定適用に代わり、国際的な仲裁法廷に直接持込むことが認められるようになっていて、これ等の活用と私見する。

更に TPP では ISDS (Investor State Dispute Settlement) 条項^{注 35} がこれに該当するが、TPP にはサービス貿易の自由化も謳われていることから、**自国民の公的利益の保護という観点の擁護は… 却下されるとの内部文書**のある GATS^{注 36} も援用されることになるかと私見する。

従い、このような裁定によれば、詳細は下記のように**一国の主権を超越する裁定**が下されることは容易に予見される。

注 35. ISDS 条項については以下のように解説されている。

即ち、‘投資家対国家の紛争解決条項 ISDS 条項とは、当該条項により保護される投資家に対し、国際法上の自らの権利として**外国政府を相手方とする紛争解決の手続を開始する権利を与えるために、国際取引に関する条約に置かれる条項である(投資家対国家の紛争解決、Wikipedia)’という。**

(具体的には) ‘伝統的に、国際法上の紛争解決手続は国家間の紛争との関連で問題になるもので、慣習国際法の下では、外国投資家は紛争が生じた場合、問題となっている国の国内裁定機関や裁判所においてその解決を図る必要があったが、現時点で 2,000 を超える二国間投資協定が存在しているところ、このような投資協定や経済連携協定により、外国投資家は当該協定違反を理由とした国家に対する請求を直接的に行うことが可能とされている。

重要な例として NAFTA 第 11 章^{注 37} があり、そこには NAFTA の一当事国(加、米、メキシコ)の投資家に対して、他の NAFTA 当事国を相手方とする請求を**国際的な仲裁法廷に直接持込む**ことを認めている。

注 37. NAFTA 第 11 章については‘NAFTA 第 1121 条は、国内の救済規定に基づく権利の放棄について定めており、この規定に

従うと、国際仲裁に請求を付託するためには、投資家(及びその関連会社)は、国内救済手続による救済を受ける権利を放棄しなければならない。

翻っていえば、投資家としては、第11章に基づく請求を行う前提として、国内裁判所における裁判手続を経ることを要せず、NAFTA 当事国を相手方として、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)仲裁規則、又は投資紛争解決国際センター(ICSID)に係る追加的な制度についての規則に基づき、仲裁を申立てることができる。

先進国間で締結される投資協定を考えるにあたっては、先進国・途上国間の場合とは異なる考慮が必要となる。

NAFTA 第11章は、先進国間において上記のような請求を認めた初の ISDS 条項であったため、米と加双方にとって混乱を引き起こす原因となっている(投資家対国家の紛争解決、Wikipedia)' という。

注 36. GATS については「補足、5. GATS (General Agreement on Trade in Services)」参照。

2. 格付は神のお告げか

2.1 格付への私見

米の赤字国債発行上限額問題や欧州金融危機でまたぞろ、格付^{注1}が云々されているが、官の認定とのお墨付きでの格付会社の格付を、神のお告げの如くに扱う^{注2}のはもう止めて、弊害防止を図るべきと考える。

何故なら一般投資家が有価証券の情報不足で不利な状況にあって、格付会社が真に存在価値を発揮した時代は過ぎ、現在のようにエコノミストも経済関連研究所も星の数ほど存在し、且つ通信手段が充足している状況で、限られた数社のみが権威を持ち、ましてや不透明で疑惑を持たれる格付^{注3}や本質的役割から外れて米の政策実現手段の一つと化したかに見られるような格付が指摘されるようになった現在、その役割は終焉を迎えたと考える故である。

何故これが権威を持つのか、初期の謂わば‘投資家への啓蒙時代’は別として、以後、これを金科玉条としたのは専ら企業支配を企図する米金融業者並びに

これを利用して他国、以前は開発途上国で猛威を振るった、の金融を左右しようとするワシントン^{注4}の手段に使われていたためと考えられる、最近では、EU 首脳も格付への疑義を公言しているが、米、仏政府の認識については、下記「2.4 米、仏の認識」参照。

注 1. 格付は周知の通り、‘高格付を得た債券には高価格がつき、低格付に比べて資金調達コストに差が生じるし、格付を下げられた場合、債券は売れなくなり、’97 の山一証券の如く資金調達が困難になって倒産したり(出 5、pp. 4)’という事態に至ったり、外資の場合は資金の引揚げや調達が困難になって経済運営が立ち行かなくなる等、一国の死命を制する程の多大な影響力を持つ。

‘格付そのものの基準は格付会社^{注5}に任されていて**金融当局の基準設定は無い**(出 5、pp. 6)’が、‘格付は当時のクリントンが推奨するコーポレート ガバナンス^{注6}が対象で、その実施状況が参考にされ、又、資金調達法も影響しているので、日、独企業の如き間接金融依存の企業は低格付とされた(出 5、pp. 43)’という。

なお、‘格付は米国流の概念で、資本調達で先達の英ではこの概念は育たず、同国の格付を行う大手 IBCA の設立は 1, 973 年である(出 13、pp. 83)’。

格付の‘無謬性’については、‘サブプライム ローン問題後に提起された議論で格付会社は、格付は**何の責任も無い**、一つの**参考意見**というのが法的な位置付けで、仮に格付がおかしいと云われても責任がないと主張し(出 15、pp. 154)’、その ‘無謬性’を自ら否定しているが、これに対し‘法的には責任が無くても社会的には責任がある故に格付機関は無傷では済まないだろう(同、pp. 155)’との意見がある。

注 5. 格付会社は‘1, 909 年、Moody’s、1, 916 年、S&P が業務開始したが、格付会社として真に金融市場での認知は 1, 929 年以降の大恐慌時だったといわれ、当時の米債券市場は国内以外にも、欧、日本、中国等の海外企業が資金調達に利用する国際的資本市場として成長しつつあり、格付情報はそれらの発行体をカバーしていたが、大恐慌で米国内発行の債券の約 1 / 3 がデフォルトしたために、改めて格付の重要性が認識さ

れて有価証券ビジネスを支える一つのインフラになった(出 13、pp. 82~83)’。

‘1,975、SEC が Nationally Recognized Statistical Rating Organization (NRSRO) とのお墨付きを(特定の会社に)与えたが、30 年以上経過した’07 でも 7 社しか認定されていず、多くの非認定格付会社があり、日本にも’07 認定の日本格付研究(JCR)と格付投資情報センター(R&I)の二社がある(出 5、pp. 3)’。

‘この認定の明確な基準は非公表で、認定と非認定格付会社の格差は大きい(出 5、pp. 5)’。

格付会社は’97 年のアジア通貨危機以降に欧米以外のアジアに進出したが、これは同地域が間接金融から直接金融に転換させられた結果であるが、詳細は下記「2.2 コーポレート ガバナンス、注 9」参照。

格付会社自身の経営は、‘企業が起債する債券に rank 付け(格付)を行うが、多くの場合、起債者は格付を得る際に手数料を払う(出 5、pp. 4)’ことに依存している。

注 6. コーポレート ガバナンスについては「2.2 コーポレート ガバナンス」参照。

注 2. 神のお告げの如くに扱うに至ったのは、過去に実際に格付で企業 CEO の在職期間を左右する事態となって強面したことや金融機関がグローバル化の下、これを利用して利を挙げた(これには金融機関も大いにお相伴に与った)経緯があるためと私見する。

即ち、‘今日の CEO は Wall 街のアナリストを感心させ、信用格付機関や銀行家の懸念払拭の為に日夜努力する。

ライス大とカリフォルニア大の研究者の調査では、’96~’00 年にかけて評価を格下げしたフォーチュン 500 の会社で、一段階下げた企業の CEO は半年以内に解雇された確率は 50%近くに上昇することを発見、格下げのインパクトは、収益低下や株価下落^{注 7}より CEO の在職期間に大きく影響している。

(かくて) ’06 年にはフォーチュン 500 の内、約 60%におけるトップの平均在職期間は 6 年を下回り、最短を記録した(出 10、pp. 101~103

より編集)’との赫々たる戦果を挙げた実績がある。

注 7. 収益低下や株価下落といった業績に関しては、現在は‘古き良き時代(執筆者注：’60年代以前)の企業ステーツマンの存在余地は霧消し、文字通り事業のみに専念せざるを得なくなって、**株価の最大限化**がその評価基準となり、より一般的には Wall 街の四半期予測を満たすか、それを超えなければならないという、’80年代の M&A、LBO 劇の遺産である CEO の強迫観念が、間違いなく企業経営陣に極端な短期的思考、不正や歪曲を齎したと云える(出 10、pp. 100~101)’という。

ここに強迫観念とは‘モルガン スタンレーが’70年代中頃に M&A は大儲けできることを発見後、M&A は稼ぎ頭に成長、’80年代中頃には年がら年中、株価を上げろ、さもないと LBO にかけると企業を脅したこと(出 2、pp. 530~531)’をいう。

注 3. 疑惑を持たれる格付については「2.3 格付の実態」参照。

注 4. 金融を左右しようとするワシントンの(業界の)実態は、官、各種金融機関が人脈によって相互に深く結ばれている、謂わば**政官金融複合体**で、その詳細は上記「1.1 お金、(2)米政府の行動原理とそのやり方、イ. 自国利害の他国への強制、(ア)国際的合意を装った要求、注 32」参照。

これは単に国際金融に限った話ではなく、米政府の全ての金融行動に影響を与えていて、この政官財金融複合体は(Washington、Wall 街の W²。Bush Jr 時代は W³)、単に国際金融に限った話ではなく、米政府の全ての金融、経済政策を支配しているというべきと私見する。

2.2 コーポレート ガバナンス

このガバナンスは‘以下が企業の中で制度化されていることとされる為、日本の老舗企業^{注8}が起債しても高格付となる可能性は極めて低い。

- ・ 経営執行機能と監査機能の分離
- ・ 社外重役の権限強化
- ・ 資金調達面^{注9}での資本市場の利用
- ・ 株主重視等 (出 5、pp. 6)’

‘このガバナンスをクリントン政権が推奨、その実施状況を格付会社が監視、格付に反映させた(出 5、pp. 43)’。

但し、足元では、‘エンロンの巨額不正会計事件で発覚したように、会計事務所アンダーセンという社外取締役の経営監視機能はお題目に過ぎなかったことが露呈(’09. 01. 09 朝日朝刊)’、との馬脚を表す事件が発生しているし、‘株式会社米の財務報告の特徴は、**誤魔化しとまやかし**となったが、その証拠にビジネス ウイークが実施した調査では、CFO の 2/3 は数値を誤魔化すように頼まれたことがある(出 3、pp. 151)’との実態があつて、‘高潔な経営’の困難さを物語っている。

又、‘日本的慣行、特に護送船団方式、が日本市場への参入の障害になるとの米言い分から、参入し易くしろとの恫喝を受けた(出 11、pp. 48)’が、これはその背後にある日本の規制打破が狙いであつたと私見する。

注 8. ‘日本の老舗企業は 100 年以上も続く企業が 10 万社以上もあり、その多くは同族経営で資金調達に銀行に依存し、株式は非公開との企業風土はガバナンスは大きく外れていて、格付会社からの A³ は期待できない(出 5、pp. 6)’。

注 9. 資金調達面では‘銀行の仲介機能の衰えはアジア通貨危機後、顕著になった。

即ち、IMF 統計によれば、世界の国内金融における銀行融資の全資金調達に占める比率は、’97~’99 年には 52%であつたものが ’00~’01 年には 40%に低下し、国内起債は 5%から 31%に急増しているが、この数字はアジア通貨危機がもたらしたものを如実に示している。

つまり、‘格付会社がアジアや新興市場に広範に活動を展開するようになったのは、’97 年のアジア通貨危機以降で、これ以外にも米の金融コンサルタント、大手会計事務所、投資銀、保険会社等が欧米だけでなく。相次いでアジアに進出したが、これは間接金融から証券を基軸とする**直接金融に金融システムが変えられたこと**の帰結である(出 5、pp. 6~7)’。

2.3 格付の実態

入手できた情報では以下のような矛盾すると見られるものや意図的としか思えない格付の例があるが、これは格付会社自身の経営の点と政治的意図が絡んだ作為的格付を行なっている為と私見する。

(1) 経営上他からの格付疑惑例

ア. ‘手数料との兼ね合いで、**実質より上の格付**を小さな文字サイズでの表示を条件に許可した(出 16、ページは不詳)’。

イ. ‘サブプライム ローン問題後、米下院は金融危機での格付の役割に関する公聴会を開催、格付手数料入手との商業目的が格付業務に優先したのではとの批判が集中、公聴会への提出資料には**発行体に甘めの格付を付与するよう示唆した幹部のメール**があつて、格付の引受競争が世界的に展開されていた事実も明らかになった(出 17、pp. 142)’ という。

なお、‘サブプライム ローンでは、CD0 については格付会社ですらそのリスクを見逃し、しばしば AAA の最高格付をつけた(出 9、pp. 98)’ との説があるが、そのようなことが有るとすれば何たる格付能力かといわざるを得ず、真相は上記公聴会での資料から見て‘甘めの格付け’と理解するのが自然と私見する。

(2) 政治、経済的思惑からと推定される作為的格付疑惑

ア. ‘日の国債の格付切下げ^{注 10}時、日の地銀の一つはそれより上の格付であつたため、日本政府がクレームしたが、それに対する回答は全く説得力のない回答を繰返した。

注 10. 切下げは Moody’s によるもので、2 ランク下げて伊の三段下、ボツワナの下でポーランドとギリシャに並んだが、同社の一般向けレポートでは一般政府債務の対歳入比率が懸念すべき材料としているが、同社も認めているように、この数値が臨界点に達したらデフォルトを惹起するとの具体的な臨界点の指標はなく、判った様で判らん説明である(出 18、pp. 174~175)’ との批判があつて、何らかの政治的思惑からのもと考えざるを得ない。

イ. ‘S&P と Moody’s の日本進出後、’97 年に日本の**金融機関の格付を執拗なまでに下げ**、その年の 11 月に山一証券の破綻が起きた(出 5、pp. 44)’ が、これは護送船団方式の解体を目論んだのではと私見する。

2.4 米、仏の認識

(1) 米

’11 年 7 月中頃以降、米は赤字財政でデフォルト危機に陥り、結局は野党との妥協で政府債務の上限額引上が決定して危機を回避したが、大統領はこの危機の際、格付が下がると国際的にも大問題と発言していたが、実際に格下げ発表後は、**格付が上がるが下がるが米国債はなお最高との発**

言が、何れも TV 中継されており、従来、米が伝家の宝刀の一つとしていた格付を、一時的錯乱だったとしても否定するような公式発言^{注 11}をすることは、つい本音が出たものと考えられる。

注 11. 否定するような公式発言とは、神(とはいっても Wall 街に住わします神)の御告を伝える格付会社の権威を損なうものと私見するが、所謂エコノミスト達は批判はするにしてもこのように指摘することはないようである。

(2) 仏

'07 年、サルコジ仏大統領は Moody's 等の米格付会社の調査を G7 に要請したとウォール ストリート ジャーナルが報じた(出 5、pp. 151~152)' ことから、その'無謬性'に不都合が生じたものと私見する。

2.5 格付への反逆例

'ミルケン^{注 12}は高格付債券保有志向の金融会社に対し、企業の成長性重視でジャンク ボンド^{注 13}投資を志向し、以後、このボンドが持て囃されるようになったが、格付会社の手法を批判した同人は金融界主流に潰された(出 5、pp. 147~148)'。

注 12. 'ミルケンは米国の投資銀行家、慈善事業家で、'80 年代にジャンク ボンドの帝王として名を馳せた(Int'net)'。

注 13. ジャンク ボンドは B³未満の格付の債券をいう。

3. 野放図な金融業界の規制

3.1 私見

'07 年のサブプライム ローン破綻は世界経済を大混乱に陥れ、経済を萎縮させて人々に不幸をばら撒く一方、このローン推進業者は巨利を博したと云われ、混乱收拾のために FRB をはじめとする各国中央銀が腐心したことは未だ記憶に新しい。

特に近年の金融業界は市場原理主義との錦の御旗の下に自己の利益追求に奔っているように見え、利益は自分達が享受し、金融恐慌^{注 1}を来たした際は政府に頼るとのパターンが定着、同主義での経済運営の結果、少なく共、米では貧困率の上昇との結果に苦しんでいる。

このような状況は改善されるべきで、さもなくば今後、人々にどのような災難が降りかかるか、神のみぞ知るということになりかねない。

このためには金融業者と投資家(特にヘッジファンドの他、機関投資家)には以下のような**直接、間接の規制が不可欠**と考えるが、規制に対しては金融業者やその第五列^{注2}からの反対、威迫等^{注3}が澎湃として起こるのであろうが、米国民は結集して政府をして規制に駆立てなければならぬ^{注4}と私見する。この規制は**金融業並びに投資家全体への網掛**と一般投資家も含めた精神作興も基礎とすべきで、3.2項の識者の見解のような個々の破綻、不具合対応の措置では不十分と考える。

	直接的規制	間接的規制
金融業者 及び 投資家	ア. 一般企業同様に自己責任を柱とする、破綻時の自己救済(乃至は業界内)の義務付け、従ってその範囲に止まる活動 ^{注6} に制限する規制。 イ. 利益の上限設定 ^{注7} と上限超過分の公的資金への投資の義務化。 ウ. 短期資本取引の制限。	ア. 倫理の回復 ^{注5}

注1. 金融恐慌でのその質的変遷や政府の介入が発生した概略の歴史は「補足6項」参照。

注2. 金融業者やその第五列とは当然、現状謳歌派で、‘現状を‘何と素晴らしいもの’としているのは、米資本主義の応援団長達で、Wall 街住人、ワシントンのロビースト、幹部役員室やマンハッタンで最上階に居住するような人々、共和黨員の殆ど、多くのエコノミスト、ウォール ストリート ジャーナル誌論説委員、世界各国の自由市場主義者達といった人種で、税金、規制、労組、古い欧型の非効率等、消費者の福利と投資家の利益を阻害する全てのを軽蔑する(出 10、pp. 120)’をいう。これに対し、‘‘何と恥ずべき’とするのは、組合リーダー、市民活動家、民主黨員の殆ど、一部のエコノミスト、NY タイムズ誌論説委員、保護貿易主義者、左翼の大衆政治家達で、落伍する労働者、貧富の拡大、不安定雇用、失われる地域社会や環境破壊、国外での人権侵害を訴える人々である(出 10、pp. 120)’との指摘がある。

注 3. 反対、威迫等は、規制政策に対しては必ず起こり、例えば '98 の東アジア危機で外資の規制を凶った際は以下のようなものであったが、結果は規制反対者の指摘の真逆の結果に落ち着いたという。

即ち、'マレーシアは'98 年の東アジア危機では IMF の処方箋に乗気ではなく外資に規制を掛けたが、一部エコノミスト (IMF の Wall 街出身者) は、そのような規制は外国からの投資は激減して外国投資家は何年も寄付かなくなり、株価は下落して悲惨な結果に陥るだろうと予測した。これに対し、少数派意見ではあったが同国に資本取引規制を勧めた著名なエコノミストがおり、又、(事態収拾に当たった) 世銀は急速な資本の流出入は大混乱を惹起することから、資本取引規制を出国税に転換、'大きな外部性 (他者への影響)' 防止の為に規制した結果、銀行と企業は再構築を果たし、結果は全く一部エコノミストの予測とは異なり、自由資本市場がなければ政府は何も出来ないとの批判者の意見が又しても誤っていたことを証明した。

これは資本取引規制を実施したからと明らかに言えるし、資本取引規制が外国投資家を遠ざけたことを示す証拠は殆どなく、投資家が気にするのは経済の安定性である (出 12、pp. 182~185 より執筆者編集)' という。

注 4. 規制に駆立てなければならないとは、米政府は献金で政策を左右するとの指摘があることによる。

米政府の行動原理については、上記「1.1 お金、(2) 米政府の行動原理とそのやり方、ア. 金融、産業界の意向を反映する政策展開」参照。

注 5. 倫理の回復に関しては、現状についての次の指摘がある。

即ち、'(市場がおかしくなった) 明白な事実を前にして、偉大な理性と誠実さを備えた以下の人々から声が上がっていて、例えばスティグリッツは他の識者等と同じく、明瞭に企業や会計監査や銀行やミュチュアル ファンドの道徳的価値の衰退を述べていて (出 3、pp. 347 より執筆者編集)'、単に金融機関のみではなく、金融従事者の倫理回復の為に強力な規制が必要と私見する。

ルイス・ブランダイス：'14 年、後に米最高裁史上、指折りの影響力のある判事となった (具体的発言は出 3、pp. 337 参照)。

ヘンリー・カウフマン：金融界の大物、エコノミスト、歴史家 (具体

的発言は同、pp. 318～319 参照)。

フェリックス・ロハティン：広く尊敬を集める Wall 街の賢人の一人
(具体的発言は同、pp. 319 参照)。

ウォーレン・バフェット：投資業界で尊敬を集める識者(具体的意見
は同、pp. 329～335 参照)。

ピーター・ピーターソン：ニクソン政権の商務長官を経て’84 年
までリーマンブラザーズ CEO、’04 年に‘民主、共和両党が如何
に我々の未来を破産させるか’との著作を発表している(具体
的意見は同、pp. 357 参照)’。

ジョセフ・スティグリッツ：ノーベル経済学賞受賞、世銀元チーフ
エコノミスト(具体的意見は同、pp. 347 参照)。

注 6. 活動とは、単に有価証券売買のみで無く、国内外での資本取引も含む
ものとすべきである。

なお、現在では自由な活動の結果、金融経済は実体経済と大きく乖離
する規模にまで増大するという不自然な状況に陥り、且つ金融機関は
自分の成長を目的にしているとの批判が出るようになった。

即ち、‘アイスランドでは規制緩和で金融立国を目指し、’03 からの 4
年間で大手三行総資産は同国 GDP の 9 倍強となったものの、サブプ
ライム問題でバブルは破裂、同国経済が深刻な影響を受けた際、同国
財務相は金融業全体の規模は GDP の 10 倍強から 3～4 倍程度に縮小と
語り、産業人の一人は、銀行は企業を支える仕事の筈なのに、自らの
成長を目的化した(出 17、pp. 318～320 より執筆者編集)’との指摘や
‘ここ数年の実物経済の成長に比べ、金融経済の成長は数倍にも上
ったといわれていて、それはまさにレバレッジ経営の結果で、それが
バブル化して破裂し、投資家のみならず金融機関にも破滅的状况をも
たらして---実体経済への投資資金が回らなくなり、景気は一層悪化す
る(出 9、pp. 99～102)’と指摘されている。

注 7. 利益の上限設定については、‘ケインズもその著‘自由放任の終焉’の中
で、企業は暴利を貪るのではなく、正常な利益を追求し、社会的責任
を果たすべき(出 19、pp. 175)’と述べている。

3.2 政治家、識者の見解

(1) 政治家の現資本主義への認識

‘ ’97年、仏では社会党が政権獲得、英の2倍もの失業率を意識したその主張は---公共セクターの雇用拡大、政府による雇用補助金増額、民営化の減速を約束した。

更に、同年の欧社会主義者会議では、仏首相は市場の力は規制の動きがなければ、文明という考え方自体を脅かすとのべ、ウルトラ資本主義を攻撃したが、英首相は、左派の役割は、解放され、競争力があり、成功を取めている経済と、公正で寛大で人間的な社会とを結び付けることにあり、現代化しなければ生残れない、と警告して仏との意見の違いを隠そうとしな

かった(出 20、pp. 323~324)’というが、これはシティは Wall 街と同類とのこと故、当然の姿勢かと私見する。

(2) 実務家

ア. ボーグル^{注8}

‘株式会社米がどこで間違え、解決には投資社会米が何をすべきかの理解には、モンクス^{注9}の書‘コーポレート ガバナンス’が必読といい、(その書は)広義の企業統治には軽視された株主所有者の権利保証のために、明らかに**政府介入が必要**で、オーナー代理人や投資仲介機関、その運用マネージャ等に受託者としての明確な義務を示し、ポートフォリオに保有する会社の問題に関して行動を求めること、政府が**信託・信認法**を制定する唯一の目的は受益者利益が公正に扱われるようにならなければならない(詳細は出 3、pp. 201~202 参照)’という。

又、ボーグルは‘最終的には株主の団結しかないといい、次の7つの提案をする。

- ・企業市民の概念の推進：SECは金融仲介機関^{注10}に統治への参加を促す、ミューチュアル ファンド業界挙げての反対にも拘らず、ファンドへの委任投票内容の投資家への開示を規定、事態は好転し始めたが、株主による取締役候補指名は実現からは遠い。
- ・監督と経営責任の分離：完全に当該企業とは過去にも現在も関係の無い取締役を中心に構成すること。
- ・ストック オプション報酬見直し：経営陣の株式の割安でない購入と長期保有狙いと経費計上化。

- ・報酬基準見直し：基準を成績とし、他社報酬との比較としない。
- ・長期的視点への回帰^{注11}：企業戦略、情報開示、キャッシュフロー、本来価値、戦略プランを長期的枠組で捉える。
換言すれば、四半期毎の利益目標設定廃止。
- ・会計透明度向上：一般会計原則(GAAP)での裁量幅からして、重要な会計方針の違いによる影響について株主が完全な開示を求めるのは当然である(出3、pp.82~91)’。
又、‘連邦納税申告書の開示の義務付けもこの透明度向上に有用である(出3、pp.97~98)’。
- ・‘取締役会の意識改革(出3、pp.91~92)’。

注8. ボーグルは‘74年、世界最大のミューチュアルファンドグループを立上げ、最高責任者を務めた。

タイム誌では、世界で最も強力で影響力のある100人として、又、フォーチュン誌では、20世紀における4人の投資業界の巨人の一人として紹介されている(出3の著者紹介より)’。

注9. ‘モンクスは米国での株主権運動の草分けとして知られ、米労働省年金局長として年金基金による議決権の行使を提唱し、退官後は投資ファンドを創設した(Int’net)’。

注10. ‘金融仲介機関とは投資社会米を構成する、主に年金基金、ミューチュアルファンドからなる大型機関で、所謂機関投資家をいい、こうした機関の受託者や運用マネージャは実際にはオーナーではなく、受益者に代わって行動する仲介者であり、忠実、且つ適切に職務を遂行する受託者責任を負っている(出3、pp.190~191)’。
この機関にはボーグルは次のようにオーナーへの回帰を要求する。即ち、‘株式会社米の不具合修正上の最大の課題は、投資社会米を構成する金融仲介機関にオーナーとして行動^{注16}させることで、これが果たせない理由の一つは、責任に反する目的、大抵は利己的な目的に軸足を置くからで、具体的な修正内容は以下の通り。

- ・対金融仲介機関：依頼人利益の最優先化を、最終的投資家が強く要求することで、‘具体的にはファンドの選択を通じて投資家利益を優先する会社に資金を集中させる。

- ・法的措置：信託法の強化で、現在のこの法は企業設立州が緩く管理しているが、設立認可権限を州認可から連邦政府に移管させて、秘匿性を求める銀行がケイマン諸島に居住地を置くのと同様なメリットを放棄させる。

注 16. オーナーとしての行動が特に要求されるのは、機関投資家の株式所有は 50 年前迄は無視可能だったが現在は株式全体の 66%を所有し、個人の直接所有は 34%に減少(絶滅危惧種化)して発言力減退との背景があり、且つ、これは現資本主義の大きな問題の一つとなっている(詳細は出 3、pp. 191~192 参照)’。

注 11. 長期的視点への回帰に関するボーグルの見解は以下の通り。

‘第一步は機関投資家の戦略を短期的投資から長期的投資に引き戻すこと。

但し、委託された資産のリターン引上げの為に市場価格の歪みを利用するプロの投資家がいるため、投機は市場で大きな役割を果たしており、この点に変わりがあるとは思えないが、問題は脇役であるべき投機が主役になってしまった点である。

この変化を惹起させた要因は、主にミューチュアル ファンドと年金基金マネージャが世間一般より一足早く一般的な評価の変動予想に夢中になり、持ち続けた場合のリターンの長期的予想作業を放棄したこと及び新種のヘッジ ファンドが登場、投機に重点を置いて急成長したことも投機化を煽った。

この改善は以下のことで実現する。

- ・ポートフォリオ入替えがもたらすコスト負担を理解すること。
- ・長期リターン構成要因としての配当への注目。
- ・投機のもたらす社会的コストに関する公共政策に着目する(詳細は出 3、pp. 175~177 参照)’。

イ. ライシュ ^{注 12}

‘改革派のやるべき最も効果的なことは、企業献金の影響力を弱めて民意を活性化することで、企業の社会的責任にそもそも意味があるとすれば、それは民主主義を墮落させないことである(出 10、pp. 297)’。

注 12. ライシュは現カリフォルニア大教授で、クリントン政権で労働長官、'08年にウォール ストリート ジャーナル誌の最も影響力のある経営思想家 20 人に選ばれている(出 10 の著者紹介より)'。

(3) 学者の説

ア. トービン^{注 13}

‘大異変が起こっていることすら知り得ない状態では、政府は我々をこれから遠ざけることが出来ない為、経済学者は最近、どのように経済に足枷を嵌め、臨界状態から引離して激変性を減らすかのアイデア、所謂トービン 税^{注 14}を議論している。

注 13. トービンはハーバード、エール大教授を経てケネディ政権の経済諮問委員の後、米経済学会会長を務めたノーベル経済学賞受賞者。

注 14. トービン税は全ての投機的取引に対して課税するもので、投機的取引とは‘短期的な将来の予測に基づいて、物品や権利の価格の変動から利益を得ようとする取引(出 5、pp. 50)’との説明や‘基礎条件の実際の動向ではなく、市場の流れへの推測だけを基になされるもの及び幾つかの規則で規定された取引をいう(出 21、pp. 244~245)’という説明がある。

イ. ラパポート^{注 15}

‘ドラッカーやバートレーの営業利益を疑問視する説を肉付けして、短期業績妄想の崩壊を凶っているが、適切な企業統治と長期的な価値創造にとって、利益妄想ほど有害なものはないという。

その為の改革は、長期的視点に力点を置いた、以下を提言している。

- ・ 損益計算書：業績のどこまでが実現キャッシュフローで、どこまでが見越項目かを明確にし、確実性の高い見越項目が過小評価されるリスクを認識できることで将来のキャッシュフローを予想し易くする。
- ・ 経営陣へのインセンティブ：長期的割引インデックス オプション プランを採用し、業界平均インデックスを基準として権利確定までの機関の長期化とある程度以上の金額の株式保有の義務付、或いは割引エクイティ リスク オプションを採用して実質的な成績に対して実質的な報酬が支払われるようにする。
- ・ 運用マネージャへのインセンティブ：過去 3~5 年の成績に焦点を合

わせ、将来の成績を見越して支払の一部を据置き、管理するファンドで意味のある運用を求めることで短期的投機ではなく、長期的投資に焦点を移行させる。

注 15. ‘ラパポートはノース ウェスタン大ケロッグ経営大学院名誉教授(出 3、pp. 169～172 より執筆者編集)’。

ウ. ケインズ／ヒトラー

‘ケインズは著書‘自由放任の終焉’で、企業は暴利を貪るのではなく、正常な利潤を追求し、社会的責任を果たすべしと主張(ヒトラーも、過剰利益は経済活動から除外されるべきとしばしば述べている)(出 19、pp. 175～176)’、**高収益追求の制限**を唱えている。

補足

1. 年次改革要望書

(1) 趣旨

‘日米両政府が両国の経済発展のために改善を必要とする相手国の規制や制度の問題点を纏めた文書で、毎年、両政府間で交換されていて、双方の要望書は米国への要望書は外務省ウェブサイトで、日本への要望書(日本語訳)は駐日大使館のウェブサイトで公開されている(年次改革要望書、Wikipedia)’。

(2) 内容

‘米国側からの要望が実現した例には、**郵政民営化**の他、**建築基準法改正**や**法科大学院設置**、**独占禁止法強化**と**運用厳密化**、**労働者派遣法改正**等が挙げられる(年次改革要望書、Wikipedia)’。

‘米政府要望で未実現のものは、**再販制度**・**特殊指定の廃止**・**ホワイトカラー エグゼンプション**が挙げられるが、年次要望改革書では引続き取上げられている(年次改革要望書、Wikipedia)’という。

なお、年次改革要望書で言及されている‘**医療改革**^{注 1}は、外資系保険を利することが目的となる一方で、医療報酬減額や患者の医療費負担増大が医療崩壊に繋がっている(年次改革要望書、Wikipedia)’と指摘する意見がある。

注 1. 医療改革に関しては、国外からの超法規的干渉での医療の国家の主導

権篡奪には英が既に懸念しており、詳細は「補足、5. GATS、(2)対象となる範囲、注4」を、米の日本への要求は上記「1.1 お金、注9」を参照。

(3) 経緯

‘80年代後半の通商摩擦激化で米は日の閉鎖的市場開放の為の**構造改革の早急な実施**を要求、次いで’90年、日本改造計画にも等しい‘**政策実行計画提案**’を提示、日本側は‘まるでGHQ指令だ’
と憤慨したが、これが**小泉政権の構造改革の淵源**との説がある(’07.06.16朝日朝刊)’という。

‘文書交換の淵源は’93年の宮澤首相とクリントン大統領との会談にあって、最初の要望書は’94年、廃止は民主党初代鳩山内閣の時である(年次改革要望書、Wikipedia)’が、以後はTPPをその継承路線^{注2}としている。

なお、小泉は最初の要望書の前の’93年、‘細川内閣時に規制緩和、市場改革を主張、小渕内閣(’98~)からの経済戦略会議に提言、その幾つかが小泉改革に盛込まれており、これは竹中もしばしば言及する(出9、pp. 27~28)’という。

‘これが日本で市民権を得たのは小泉(’01~)構造改革である(Int’net)’。

懸念としてこの時期からの主張は、‘80年代のS&Lで味を占めた米金融グループ並びに米政府に唆され、これを梃子に政権獲得を構想したのではとの想像するが、邪推も極まれりというべきか？

注2. TPPをその継承路線とするについての詳細は、上記「1.1 お金、注9」参照。

(4) 米の意識

‘日、米両国の経済発展のために改善を要する相手国の規制、制度の問題点を纏めた文書というもので、米側は小泉さんの応援のつもりというのが基本的なスタンス(Wikipedia)’という。

日本側の意識はこれと軌を一にするもので、詳細は下記「(5) 日の見解」参照。

具体的には‘’06年、ジェームス ズムワルト^{注3}は小林興起との対談で、日本が米の年次改革要望書の言いなりとの指摘に対して否定的で、その提示は日本の経済成長は米にも利益をもたらすと説明、**日本経済低迷の一因は規制**^{注4}

の多さにある為、その撤廃を求めているだけと述べ、飽くまで日本のしたいことの応援のスタンスであって小泉さんが考えていることの応援のつもりというのが基本的なスタンスだとし、その上で同要望書とは日本の成長が最大の目標であると説明し、日米の利害が激しく対立した日米構造協議等とは全

く事情が異なる(年次改革要望書、Wikipedia)’と述べている。

注 3. ‘ズムワルトは国務省で経済・通商を専門に担当、小林から、年次改革要望書を日本に突きつけ、更にその達成を強く求めている張本人、キーパーソンの1人と名指しで指摘された(Wikipedia)’。

注 4. 規制についての米の考えは下記「4. 規制緩和、(2) 規制緩和推進の狙い」参照。

先方理屈は以上のようなものであるが、だからと云って自国の利益の為に内政干渉ともいうべきことが許されるのか、語るに落ちたと私見すると共に、何故、小泉政権退場後も毎年送り付けるのか、疑問とする(但し、民主党初代鳩山内閣の時に廃止)。

なお、余談ながらこんな質問を当事者にぶつけて疑惑を認めると思っているのか、詰めが甘いとしか云いようがない。

(5) 日の見解

郵政民営化等、竹中の経済政策について、米のいいなりの経済政策との批判に対し、‘竹中は日本の為に行なっているだけと主張、民間でできることは民間でやるのが国民や国全体のためになるという思いでやっている、米の為などと考えたこともない等と答弁し、規制緩和で既得権を失う人達が、私のことを憎いと思って、そういう感情的なレッテルを無理矢理貼っているが、これは抵抗勢力の常套手段とも発言している。

然しながら、国会では、竹中の経済財政担当大臣再任を祝う米通商代表ゼーリックからの竹中宛の手紙が紹介されたが、その中でゼーリックは、竹中の大臣としての仕事を讃え、郵政民営化において米国は密接な協力を続けることを望んでいること等を述べている(Wikipedia)’。

これも又、私見では語るに落ちた話で、米が日本を属州視している^{注5}が故に、その程度にしか言動に配慮しないということではなればと憂慮する。

これに対し‘ 関岡は年次改革要望書をもとに、日本への内政干渉の実態を克明に検証して同要望書に追従する小泉改革の問題点を検証し、小泉・竹中主導の郵政民営化法案もその一環と指摘^{注6}した(年次改革要望書、Wikipedia)’。

注 5. 属州視していると見做さざるを得ぬ根拠には、例えば‘ ’99年、本邦で営業のクレジット スイス グループの摘発が行われたが、この流れは小泉・竹中郵政民営化路線によって突き崩され、ユダヤ系米証券の疑惑を追及とワシントンに打電されて本邦総理官邸に架電され、更に

担当大臣から主任検査官に苦言が届いたとの噂がある(出 11、pp. 125～127)’との疑惑があったり、強制で多くの‘改革’をさせられたが、それについては上記「1.1 お金、(2) 米政府の行動原理とそのやり方、イ. 自国利害の他国への強制、(イ) 商務省、財務省の振舞い」参照。

注 6. 指摘は‘著書‘拒否できない日本’や‘奪われる日本’(文春新書)で為されている(年次改革要望書、Wikipedia)’。

なお、直接郵政民営化に焦点を当てたものではなく、一般的に日本の政策の米追従を批判する刊行物には、例えば‘日本はアメリカの属国ではない’^{注 7}等があり(Int’net)’、米追従の傾向は少なくとも否定し難いものと私見する。

注 7. 日本はアメリカの属国ではないの著者は‘米出身で日本に帰化した実業家ビル・トッテンで、日本政府の米追従政策について著作で厳しく批判しており、他にもトヨタのブレーキに不具合があると疑われたことに絡んだ一連のジャパンバッシングを‘敗者の喧騒’と断じ、同名(サブタイトル)の著書を上梓している(ジャパンバッシング, Int’net より執筆者編集)’。

2. S&L

‘本来は連邦機関保証の、一般庶民が安全に貯蓄をしてささやかな利息を稼ぐ貯蓄・融資機関だった。

‘81 年迄は預金保証の故に投資内容への厳格な規制と定期的な監査、融資先は主に住宅購入者に限定して、そこにも規制が掛けられていて、預金保証という特権と引換えに低リスク融資との責任を負わされていた。

このシステムがうまく機能したのは‘70 年代迄で、以降のインフレで市場金利が上昇、S&L も預金者維持のために高金利を認められたが、融資はインフレ到来前の低金利ばかりだったために逆鞘となって多くの S&L は破産寸前になった。ここで保証機関が清算すれば被害は最終破綻時の 1/10 程度(160 億ドル)で済む筈だったが、誰もそのコストを負担せず、それ迄の規制を大幅に緩和^{注 1}して取返させようとしたが、責任なしの自由を獲得した S&L は投機的な開発の出資者と成り果て、不況の到来でテキサスの不動産価格急落等があつて結局は破綻した。

注 1. 規制を大幅に緩和とは、‘S&L に認められた投資の種類を抜本的に規制

緩和することにより、資産の更なる生産的で有効な活用を可能にするとのお題目であった(出7、pp. 244～249 より執筆者編集)’。

3. 独の郵政民営化

‘日本とは異なり、主に郵便事業の国際化を企図したもので、EU 圏成立後、増大する同圏内での小荷物輸送(宅配便)の需要に応え、独国内を超えた事業展開をより容易にするため、小荷物部門については特に DHL として別会社化し、グローバルに展開、小荷物以外の軽量郵便については、ドイツ ポストに独占権が認められていて、民営化後、直営の郵便局数が約 5000 まで激減したため社会問題化した。

一方、貯金部門の民営化については混迷を極め、当初は郵便事業、銀行事業と二分割する予定だったが、民営化された郵便銀行が、85%の郵便局から撤退を表明したため、再びドイツ ポストの子会社化せざるをえなかった。

独と日本の郵政民営化は経営の民業化に止まらず、その実、株式や資産をも放出するという世界でも珍しい私有化政策(払下げ)ではあるが、**独では政府が未だ 50%程度は株式を保有している。**

又、連邦制を敷く独では、貯蓄銀行制度において連邦政府が経営する郵便銀行(Postbank)が占める割合は小さく(12%程度)、貯金の大半は州政府等、各地方自治体が運営する貯蓄銀行(Sparkasse)に預けられている。

この貯蓄銀行は原則公営であり、街の角々に支店があり、日本のかつての郵便貯金と同じ役割を果しているのはこちらで、大都市の貯蓄銀行には僅かながら私立のものもあるが、金融不安や経営悪化を背景に次々と公営化されていっており、貯蓄銀行については公営化が進んでいるといえる。

一般に、独の銀行界では公営銀行(州立銀行、貯蓄銀行)が占める割合が高く、民間銀行は日本でいえば証券会社に当たる、富裕層を対象にした投資銀行であることが多い(郵政民営化、Wikipedia)’。

4. 規制緩和

規制とその緩和は米の**歴史的課題**で、米国内での以下のような経緯を経て、金融、産業界が拡大したことが(米経済を繁栄させたことも事実で、且つ貧困も亢進させた)、市場を米国外に求めるようになった現在、**相手に規制緩和を要求する下地になったもの**と私見する。

(1) 米国内の規制と緩和の歴史

‘30年代半ばのニューディール政策以降、経済活動を監督し、不正を防止する為に網の目のように規制制度が張巡らされていたが、’70年代半ば頃以降、フォード、カーター政権に始まった規制緩和は、新たな規制が設けられる場合が多かった^{注1}ものの、劇的に規制の多くが撤廃された。

但し、航空業界の制度改革は容易ではなく、これを引継いだカーター政権がこれに取組み、’78年、各社の自由な運賃設定や参入・退出等を規定した規制緩和の法律を制定、これがニューディール以来の制度が大きく後退した最初の例になった。

経済的規制は1,887年、州際商業委員会設立と共に登場、その後、数十年で規制の理論的根拠が整備されて経済開発推進、公平と公正、独占への対抗力、経済的価格での一般的サービスの提供を、ニューディール後は市場の不完全性と失敗が規制の有力根拠となり、第二次大戦後は殆どの企業が政府関与を感じるようになった。

注1. 新たな規制が設けられる場合が多かったとは、経済以外の、特に健康、安全、環境、雇用者・消費者の権利、差別是正措置では、多数の新規制が設けられているように、総体的には米で市場や個人の行動を大きく変化させようとする時、規制は今でも主要な手段になっている(出20、pp. 265～)’。

(2) 規制緩和推進の狙い

米金融、産業界が自分達に不都合となる市場の規制を緩和、撤廃させて市場を支配、利益を挙げんとすることが狙いで、その為に所謂グローバル化^{注2}のためのグローバルスタンダードと称するものを唱えてこれを強制していると私見するが、同スタンダードの包括的説明については次のものがある。

即ち、‘その推進者は間違いなく世界でも十社に満たない米の巨大投資銀トップであろうし、彼等は自分達が扱い易いようにあらゆる証券を定型化された商品にして取引条件の規格化や、原油、穀物等の彼等が創った商品取引の仕組みの中に商品を組込む程、旨みと市場支配力が増大、世界の証券市場が自分達のルールを採用すればする程、商圈、支配力が増大するとのメリットが生じる。

従い、最も嫌うのは個性で、無個性であれば束ねることが楽になり、大規模

に相場を張れるのみならず、複数の証券を束ねて新たな証券(仕組み証券等)を作ればそれで又、商売の幅を拡大でき、薄利多売ビジネスに資することになる(出 14、pp. 73~74 より要約)’との解説がある。

これは証券に重きを置いた見方であるが、これまでの日本への米の干渉の他例は、上記「1.1 お金、(2)米政府の行動原理とそのやり方、イ. 自国利害の他国への強制、(イ)商務省、財務省の振舞い」の通りで、証券に限定されたものではないことは明白である。

注 2. グローバル化には自然の勢いとして単純に事業領域を拡大して世界規模での事業展開に至るものと。進出先のシステム、法を自己の都合の良いように変更させて市場に進出、世界の市場を席卷せんとする米金融、産業界が唱えるものがあると見做せるが、現在、猖獗を極めるグローバル化は後者で、所謂エコノミストの多くはそれを知っているながら、あたかもグローバル化は‘ 天の定め’の如くに囃し立ててその推進に協力しているのは真に遺憾とするところである。

(3) 郵政民営化要求への日米認識

ア. 米関与に関する米見解

小泉さんの応援のつもりというのが基本的なスタンスといい、詳細は上記「1. 年次改革要望書、(4) 米の意識」参照。

イ. 日の米要求への見解

竹中は日本の為に行なっており、米の為とは考えたことも無いと主張しており、詳細は上記「1. 年次改革要望書、(5) 日の見解」参照。

(4) 民営化に関する仏、英の認識(参考)

‘ ’97、仏では社会党が政権獲得、英の2倍もの失業率を意識したその主張は、’80年初め、失敗した資本主義との決別との主張を彷彿とさせるもので、公共セクターの雇用拡大、政府の雇用補助金増額、民営化の減速を盛込んでいた。更に、同年の欧社会主義者会議の首相演説では、ジョスパン仏首相は市場の力は規制の動きがなければ、文明という考え方自体を脅かすと述べ、ウルトラ資本主義を攻撃した。

然し、ブレア英首相は、左派の役割は解放され、競争力があり、成功を収めている経済と、公正で寛大で人間的な社会とを結び付けることにあり、現代化しなければ生残れないと警告、意見の違いを隠そうとはしなかった(出 20、

pp. 323～324)’。

5. GATS (General Agreement on Trade in Services)

(1) 趣旨

‘WTO 協定(世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定)の一部を成し、サービス貿易の障害となる政府規制を対象とした初めての多国間国際協定で、前文、本文、8 個の附属書及び各国の約束表からなる。

(2) 対象となる範囲

政府の権限の行使として提供されるサービス(例：国営独占の場合の電力、水道事業等)以外の全ての分野でのサービス^{注1}。

ウルグアイ・ラウンドにおいて、GATT 事務局がサービス分野の分類表(W/120)を作成、その中でサービス分野は 12 分野(実務、通信、建設・エンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康・社会事業、観光、娯楽、運送、その他)に分類されている(参考資料：WTO 事務局のサービス分類、又は WTO 事務局のサービス分類の詳細)(サービスの貿易に関する一般協定(GATS)の解説、Int’net)’。

‘WTO 協定の一部^{注2}である GATS の内部文書^{注3}には、自国民の公的利益の保護という観点の擁護は---却下されるとあり、紛争は GATS 陪審団が裁定する^{注4}、即ち、各国の法、議会を超越する機関が決定することになり(出 1、pp. 251～255)’、これは金融のみならず産業全体に及ぶために、類似の考えが TPP にも適用される危険性がある。

注 1. サービスは TPP の対象にあるサービス貿易の自由化(供給・観光・留学・金融・弁護士医師等技術者)に該当。

注 2. WTO 協定の一部とは、‘これまでの WTO では多数国への一律ルール適用で円滑な交渉が実現せず、特に今世紀に入ってから自由貿易推進の手段として他の手段、TPP が採られるようになった(出 4、pp. 20～21 から要約)’との指摘がある。

注 3. ‘GATS の内部文書には、自国民の公的利益の保護という観点の擁護は---却下されるとあり、紛争は GATS 陪審団が裁定する、即ち、各国の法、議会を超越する機関が決定することになる(出 1、pp. 254)’。

注 4. ‘GATS 陪審団が裁定するについては、事実、英医師会が国民医療サービスは売却されないのかと神経質になっていて、会報誌ランセット

で ‘ルール¹の解釈は紛争解決手続き、即ち、GATS 陪審団によって処理されるべきではない’とのパスカル ラミ欧州委員会委員の確約に対して不安そうに疑問を投げかけている(出 1、pp. 255)’ 由で、TPP での日本医師会の危惧と共通する。

又、‘既に NAFTA では自由貿易に障害ありと他国を提訴した場合、紛争解決委員会が加盟国の主権を超越して裁定を下すという試みが試行されているが(執筆者注：少なく共、'00 年当時)、現ルールの下で米が起こした最大の訴えは、米のバナナ市場に対する障壁を巡って欧を糾弾することだった(出 1、pp. 252~256)’ (が、これは猫を被っているものと私見する)。

6. 恐慌の質的変遷や政府介入の歴史概略

1, 637 年のチューリップ バブルとその破裂で史上初の経済的混乱を経験して以来、人類は繰返し経済的混乱を繰返して来たが、歴史は韻を踏むとの言葉のように内容は時代の経過で変化して、現在では金融業者の突出した利益追求活動が投資家の被害のみに止まらず、投資とは直接関係のない人達をも捲込んでその生活に大きな影響を与えるようになり、金融機関の失敗を政府が尻拭いせざるを得なくなっている。

即ち、二十世紀に入ってから米民間金融機関に端を発する恐慌は、先ず‘29 年の世界恐慌で、**金融恐慌時の政府責任の原則が確立** (Mrgn、pp. 501)’ との、金融業者の手に余る規模にまで被害は拡大、‘84 年には‘一投資銀の失敗で中小銀は見捨てても大手銀は守る、**too big to crash 政策**を採用(出 2、pp. 459)’ せざるを得ぬ程の規模の恐慌を惹起する**危険な金融商品**を手掛けるようになって、同様な商品での失敗が‘ ’98 年に異常なレバレッジ比率を掛けた LTCM 破綻として発生、**世界的流動性不足**をきたす程の規模の破綻を惹起している(出 13、pp. 186~187)’。

次いで所謂金融工学を活用した、結果的には更に危険な商品で、被害の範囲、深度共に深化させた‘07 年のサブプライム ローン破綻は、‘銀行の自己資本規制回避のためのオフ バランス処理を活用して膨大な住宅 loan 売却に走らせた(出 15、pp. 144~146 より執筆者編集)’ との**金融機関の規律の喪失**に伴う事態が発生するに至っている。

なお、実業界でも‘IT バブルは、企業が**経営陣の利益の為に運営される**^注マネ

ージャ資本主義への資本主義の病的変異の為で、経営陣の利益の為に運営されるのなかには、会計監査人や他社の経営陣と共謀とは云わぬまでも結託している(出 3、pp. 22)’との指摘と共に、‘これは手品紛いの金融工学が会計に導入され、番人が役目を怠け、会計監査人も、規制当局も、議会も、投資会社も、取締役会も奉仕べき相手を取り違え、金融機関が株式のオーナーからトレーダーに変貌して Wall 街の宣伝合戦が過熱、証券アナリストは懐疑心を捨て去った。関係者の誰も彼もが機に乗じて結託した結果、ビジネスの基準は地に落ち、株価は押し上げられていった(出 3、pp. 24~25)’とも指摘されている。

出典一覧

1. 金で買えるアメリカ民主主義。角川文庫(Greg Palast、M Friedman の門下生から転身、米メディアに登場できない自称調査報道記者。訳 貝塚 泉他)
2. モルガン家・下。日経ビジネス人文庫(ロン チャーナウ、著述家。訳 青木 榮一)
3. 米国はどこで道を誤ったか。東洋経済新報社(ジョン ボーグル、世界最大のミューチュアル・ファンド創設者。訳 瑞穂 のりこ)
4. TPP 亡国論。集英社新書(中野 剛志、京大助教)
5. 金融権力。岩波新書(本山 美彦、京大名誉教授)
6. 金融恐慌とユダヤ・キリスト教。文春新書(島田 裕巳、宗教学者)
7. クルーグマン教授の経済入門。日経ビジネス人文庫(ポール クルーグマン、ノーベル経済学賞受賞者。訳 山形 浩生)
8. スティグリッツ教授の経済教室、ダイヤモンド社(ジョセフ スティグリッツ 訳 (監訳) 藪下 史郎 訳 藤井 清美)
9. 資本主義はなぜ自壊したのか。集英社文庫(中谷 巖、小渕内閣‘経済戦略会議’元議長代理)
10. 暴走する資本主義。東洋経済新報社(ロバート ライシュ、経済学者でクリントン政権労働長官。訳 雨宮寛他)
11. 実録・日米金融交渉。アスキー新書(松島 令、大蔵官僚を経て作家)
12. 世界を不幸にしたグローバリズムの正体。徳間書店(ジョセフ スティグリッツ、クリントン政権 CEA 委員長を経て元世銀上級副総裁。訳 鈴木 主税)
13. 金融史がわかれば世界がわかる。ちくま書房(倉都 康行、中央大客員教授)
14. 強欲資本主義ウォール街の自爆。文春新書(神谷 秀樹、米で投資銀創設)
15. サブプライム問題とは何か。宝島社新書(春山 昇華、英で株と債券組込みの国際分散投資に従事後、現在は国内金融機関で株式運用業務に従事)
16. 大破局(フィアスコ)。徳間書店(フランク パートノイ 訳 森下 賢一)
17. 実録 世界金融危機。日経ビジネス人文庫(日本経済新聞社=編)
18. 経済論戦は蘇る。日経ビジネス人文庫(竹森 俊平、慶応大教授)

19. ヒトラーとケインズ。祥伝社新書(武田 知弘、ナチスをライフワークとする著述家)
20. 市場対国家下。日経ビジネス人文庫(ダニエル ヤーギン、ケンブリッジ エネルギー研究所会長 & ジョセフスタニススロー、同研社長。訳 山岡 洋一)
21. 歴史は「べき乗則」で動く。早川書房(マーク ブキャナン、物理学博士のサイエンスライター。訳 水谷 淳)